

ご寄附のお願い

公益財団法人古紙再生促進センターは、ご寄附をお願いしております。
皆様からお寄せいただきました寄附金は、当センターの公益目的事業のために活用させていただきますので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、当センターへの寄附金は、個人、法人を問わず、税務上の優遇措置が認められております。

ご寄附の手続

(1) 寄附金申込書のご提出

寄附金申込書に必要事項をご記入のうえご郵送ください。

(寄附金申込書のご郵送先)

〒104-0042

東京都中央区入船3丁目10番9号

公益財団法人古紙再生促進センター

事務部総務課寄附金係

(2) お振込みをいただく。

(3) ご入金確認後に当センターから領収書を郵送いたします。

一般寄附金申込書

令和 年 月 日

公益財団法人古紙再生促進センター
代表理事 長谷川 一 郎 様

(寄附者)
所在地

法人名

代表者氏名

⑩

下記のとおり、公益財団法人古紙再生促進センターに対し一般寄附金として寄附いたします。

記

- 1 寄附金額 円
- 2 お振込予定日 令和 年 月 日
- 3 お振込先 公益財団法人 古紙再生促進センター名義
普通預金口座
三井住友銀行 京橋支店 口座番号 7068503

以上

(注) 上記の寄附金総額の50%以上を公益目的事業に使用します。(寄附金等取扱規程第3条第2項)

寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人古紙再生促進センター（以下「センター」という。）が受領する寄附金等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 一般寄附金 センターの主たる目的である業務に関連する寄附として受領するもの
- ② 指定寄附金 用途を指定して募金活動を行うことにより受領する寄附金
- ③ 特別寄附金 前各号のほかに、用途が指定された寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金の募集)

第3条 センターは常時一般寄附金を募ることができる。

- 2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を公益目的事業に使用することとする。
- 3 第2項の定めにかかわらず、寄附金の総額の50%未満を公益目的事業以外に充てることができる。

(指定寄附金の募集)

第4条 指定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という。）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

- 2 指定寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第5条 指定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に交付しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(受領書等の送付)

第6条 一般寄附金又は指定寄附金を受領したときは、遅滞なく領収書を寄付者に送付するものとする。

- 2 前項の領収書には、センターの主たる目的である業務に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第7条 センターは、指定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

- 2 センターは、指定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(特別寄附金)

第8条 センターは個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。

- 2 前項の寄附金について寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。
- 3 寄附金が下記各号に該当する場合又はそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。
 - ① 国、地方公共団体、公益法人並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
 - ② 寄附者とその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
 - ③ 寄附金の受け入れに起因して、センターが著しく資金負担が生ずる場合
 - ④ 前3号に掲げる場合のほか、センターの業務の遂行上支障があると認められるもの及びセンターが受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開)

第9条 センターが受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第10条 寄附者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報の管理に努めるものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、平成28年5月26日から施行する。